

「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」新旧対照表

改正前（現行）	改正後
<p>1. 対象</p> <p>(1) 対象法令（条項）の範囲 （ 中 略 ）</p> <p>① 当該条項が申請（行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第2条第3号にいう申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合</p> <p>② 当該条項が届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合</p> <p>③ 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合 <u>（追加）</u></p> <p>（ 中 略 ）</p> <p>2. 照会</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、<u>照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室</u>とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は、照会を受けた場合には、<u>照会事案に係る法令を所管する担当課室</u>に対し、照会書面を<u>3日以内</u>にファックス等により送付する。</p>	<p>1. 対象</p> <p>(1) 対象法令（条項）の範囲 （ 中 略 ）</p> <p>① 当該条項が申請（行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第2条第3号にいう申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合</p> <p>② 当該条項が届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合</p> <p>③ 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合</p> <p>④ <u>当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合</u></p> <p>（ 中 略 ）</p> <p>2. 照会</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、<u>金融庁監督局総務課</u>とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は、照会を受けた場合には、<u>金融庁監督局総務課</u>に対し、照会書面を<u>速やかに</u>ファックス等により送付する。</p> <p><u>なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記（3）照会書面の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。</u></p>

<p>(2) 照会者の範囲</p> <p>照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、上記1.の対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記(3)の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、<u>照会者名</u>、照会内容及び回答内容が公表されることに同意している者とする。</p> <p>( 中 略 )</p> <p>(3) 照会書面の記載要領</p> <p>照会書面（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているものでなければならない（参考：別紙様式1）。</p> <p>( 中 略 )</p> <p>③ <u>照会者名並びに</u>照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。</p> <p>( 中 略 )</p> <p>(4) 照会書面の補正及び追加書面の提出</p> <p>金融庁は、照会書面の記載内容が不十分な場合、照会者の本人確認をする場合等、必要な限度において照会者に対し、照会書面の補正、追加書面の提出等所要の対応を求めることができる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>( 中 略 )</p>	<p>(2) 照会者の範囲</p> <p>照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、上記1.の対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記(3)の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、<u>(削除)</u>照会内容及び回答内容が公表されることに同意している者とする。</p> <p>( 中 略 )</p> <p>(3) 照会書面の記載要領</p> <p>照会書面（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているものでなければならない（参考：別紙様式1）。</p> <p>( 中 略 )</p> <p>③ <u>(削除)</u>照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。</p> <p>( 中 略 )</p> <p>(4) 照会書面の補正及び追加書面の提出</p> <p>金融庁は、照会書面の記載内容が不十分な場合、照会者の本人確認をする場合等、必要な限度において照会者に対し、照会書面の補正、追加書面の提出等所要の対応を求めることができる。</p> <p><u>ただし、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。</u></p> <p>( 中 略 )</p>
<p>3. 回答</p> <p>(1) 回答期間</p> <p>上記2.の照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、<u>できるだけ早く回答す</u></p>	<p>3. 回答</p> <p>(1) 回答期間</p> <p>上記2.の照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、<u>補正期間を含めた全体</u></p>

ることに努めることとする。

4. 照会及び回答についての公開の方法

照会者名並びに照会及び回答の内容は、原則として（追加） 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から 30 日 を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から 30 日 を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

5. 実施時期

平成 13 年 7 月 16 日より実施する。

（改正）

- ・ 平成 15 年 7 月 4 日 上記 4. 改正、実施。
- ・ 平成 16 年 5 月 14 日 上記 3. (3)、(5)改正、実施。
- ・ 平成 17 年 10 月 7 日 上記 2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。

（追加）

としての処理期間の短縮に努めることとする。

4. 照会及び回答についての公開の方法

（削除）照会及び回答の内容は、原則として回答を行ってから 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から 一定期間 を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から 一定期間 を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

5. 実施時期

平成 13 年 7 月 16 日より実施する。

（改正）

- ・ 平成 15 年 7 月 4 日 上記 4. 改正、実施。
- ・ 平成 16 年 5 月 14 日 上記 3. (3)、(5)改正、実施。
- ・ 平成 17 年 10 月 7 日 上記 2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。
- ・ 平成 19 年 7 月 2 日 上記 1. (1)、2. (1)、(2)、(3)、(4)、3. (1)、4. 改正、実施。

<p><b>別紙様式 1</b></p> <p>金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>（担当各課室長） 殿</p> <p>照会者名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）  住所（法人にあつては主たる事務所等の所在地）  〒  連絡先  電話番号  ファックス番号  電子メールアドレス</p> <p>（注）代理人による照会の場合は、照会者に関する事項を記載することのほか、これに準じて当該代理人に関する事項を記載すること。</p> <p>金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2.  （3）の規定に基づき、下記のとおり照会します。  なお、<u>照会者名並びに</u>照会及び回答内容が公表されることに同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法令の名称及び条項</li> <li>2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実</li> <li>3. 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠</li> <li>4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ） <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）理由</li> <li>（2）公表可能時期</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>別紙様式 1</b></p> <p>金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>（担当各課室長） 殿</p> <p>照会者名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）  住所（法人にあつては主たる事務所等の所在地）  〒  連絡先  電話番号  ファックス番号  電子メールアドレス</p> <p>（注）代理人による照会の場合は、照会者に関する事項を記載することのほか、これに準じて当該代理人に関する事項を記載すること。</p> <p>金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2.  （3）の規定に基づき、下記のとおり照会します。  なお、<u>（削除）</u>照会及び回答内容が公表されることに同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法令の名称及び条項</li> <li>2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実</li> <li>3. 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠</li> <li>4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ） <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）理由</li> <li>（2）公表可能時期</li> </ol> </li> </ol>
--	---